

令和4年度宇都宮家庭裁判所委員会 議事概要

第1 日時

令和4年7月15日（金）午後2時から午後4時まで

第2 場所

宇都宮地方・家庭裁判所大会議室（本館4階）

第3 出席者

1 委員（敬称略・五十音順）

朝倉亮子、伊藤雅之、後藤健、齋藤淳、澤田久美子、高橋茂、竹澤一郎、手塚忠之、福田治久、茂木明奈、本川武広、柳田京子

2 事務局

田中一男（首席家庭裁判所調査官）、池田純一郎（首席書記官）、中村浩毅（事務局長）、竹田聡（事務局次長）、佐藤信秀（総務課長）、高橋直貴（総務課課長補佐）

第4 議事

1 新任委員の自己紹介（朝倉委員、齋藤委員、竹澤委員、手塚委員、福田委員、本川委員）

2 委員長職務代理者の指名

委員長により、朝倉委員が委員長職務代理者に指名された。

3 テーマ「新型コロナウイルスへの対応等について」の概要説明等

宇都宮家庭裁判所における新型コロナウイルス感染症対応について、佐藤総務課長から概要説明がされた。

4 意見交換

（発言者：□委員長、○委員、◎委員（裁判所所属）、◇事務局）

□ コロナは全く予想しなかったような事態であるというのが率直なところでして、大変苦勞しましたし、試行錯誤しながらやっておりました。皆さん

もおそらくいろいろと御苦労されたと思うので、そういうところを聞かせていただきたいと考えております。また、我々は国の機関ではありますが、地域社会の中にある機関だということを非常に痛感したところがございます。ほかの機関、県あるいは市の動向などと併せながら我々もやっていかなければいけないというのを非常に強く感じ、改めてそういった点を考え直したというところもあり、非常に勉強になったというのが私の率直な感想です。さて、先ほどの概要説明について御疑問な点や御意見をお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

- 先ほどの電話会議という形式ですが、どのような方法で行われているのでしょうか。
- ◎ 裁判所にスピーカーを置いておきまして、電話といっても受話器で話すのではなくて、電話先の声がスピーカーから聞こえるような形にしておく。そういう形で弁護士事務所と電話をつなぎまして、弁護士さんは弁護士事務所にいる状態でお話しになって、それを裁判所が調停室で聞くというような、そんな形になります。弁護士事務所のほうでも、弁護士さんだけのこともあります。弁護士事務所に依頼者の方にお越しいただきまして、依頼者の方もそこでお話しただいて、離れた場所で話し合いをするということになります。それは、三者間でやることができまして、例えば東京の弁護士事務所と、あとは茨城の事務所とそれぞれつないで、お話を伺って、こちら、宇都宮家庭裁判所に調停委員と裁判官がいる状態で三者でつないで調停をする、そういうイメージになります。
- 画期的な仕組みではありませんが、もともと裁判所の手続の基本というのが、申立人と相手方が裁判所に来て裁判官や調停委員とで話し合いをするというものです。それを裁判所に来なくてもできるというのは結構大きな変革でした。この仕組みは大分前からあるのですが、コロナを機に、調停についてはそれほど使われていなかったものを、使うようにしたというのがポイント

トです。

○ 関連する内容ですが、ウェブ調停というのがどういう場合に利用できて、本庁では今後の御予定がどうなっていますでしょうか。

◎ ウェブ調停は、当庁は今年度中から運用を始める庁となっております。先ほど先行4庁という御説明をさせていただいたとおり、東京、大阪、名古屋、福岡の4庁では既に運用が始まっています。当庁はまだ必要な工事が終了していませんが、工事を行った上で今年度中に運用を開始することになっております。ウェブ調停については、先ほど電話のお話をさせていただきましたが、それをオンラインでつなぎ、画像も出るような形で手続を行うというイメージです。

○ それは、代理人がついている場合ということで理解すればいいですか。

◎ いろいろな運用があるとは思いますが、そこを含めてまた今後の検討ということにはなるかと思えます。

□ ウェブ調停について、裁判所全体では民事部門で既にウェブ会議が始まっています。これは、パソコンを利用して行うもので、例えば、1人がウェブを使ってその人の顔が画面に映り、もう1人は裁判所に来て手続を進めるものです。それを調停でもやろうということになり、全国4庁で行っていて、当庁も恐らく今年の秋か冬には始まります。弁護士がついているときだけかという点については、法律上は何の縛りもありません。ただ、調停は非公開の手続です。御本人がウェブで手続を行った場合に、録画して、ネットに公開する人も出る可能性があり、そういうところは非常に注意してやらなければならないという問題があります。また、御本人の場合、本来弁護士しか代理ができないにもかかわらず、全然関係ない人が後ろについて指図するようなことが起きる心配もあり、そのようなことで、本人は使いにくいという問題があります。このため、民事でも御本人の場合にはあまり使われていません。ただ、調停は弁護士が選任される率が高くな

く、本人の場合にも使う場合はあるだろうと考えられています。例えば家裁の事件には、裁判所の手続の際に、秘密にしている相手の居どころを突き止めようという人がいる場合があります、現在も対応をしていますが、ウェブを使うとそういう心配がないというメリットはありますので、御本人の場合でも、そういった安全面に懸念がある事件では使った方がよいのではないか、という議論もあります。

- 私は調停委員でもあるので、その立場からちょっとお話をさせていただきたいと思いますが、先ほど総務課長から御説明がありましたように、今でも調停室というのはパーティションがあり、換気や消毒がなされているというのは始まった頃と変わりありません。最初、コロナが蔓延し始めた頃というのは調停室が10室から8室になった関係で、次回の期日を決めるときに、今までですと1か月先に入った調停期日が一月半とか二月先となって、そうすると事件が終結するまで若干期間が長期になってしまうということで当事者から不満が出たりということもありました。それから、裁判官が在宅勤務をするということで、調停の進行について裁判官と調停委員で評議をするときに裁判官が在宅勤務していると電話での評議となり、こちらの説明が裁判官によく伝わらない、そのため、何度か電話でやり取りをしなければいけなかったということもありました。それから、できるだけ調停の控室とかで会話というのは控えていたので、調停室、控室での感染ということにはなかったのですが、調停委員の中にも感染してしまった人ということもありました。それから、できるだけ調停の時間を短くということで、当初はそういったことを意識しながらやっていたんですが、最近では調停の時間が長時間化しているなということも感じております。

- 先ほど説明のグラフですと、既済事件の統計上の件数は、それほど減っていないように見えてましたが、1つ1つの事件を見ますと、今御発言のありましたように、長期化したと言えらると思います。例えば5月頃行う予定

だった事件の期日を急にやめると、改めて期日を指定するのですが、そういう事件が一度にたくさん生じた場合にどういう順番で期日を指定するのが問題になりますし、しかも、同じ日の同時刻に始める調停事件の数が10件から8件になると、実施できる件数も減ってしまうということになって、事件がたまりました。少なくとも1年かもう少し長く影響があったかもしれません。

- 体調不良者については、もし出頭を控えるということだと自己申告ということになりますでしょうか。どういうふうに体調不良者の登庁を回避するか、ということですが。
- 裁判所の仕事はイベントに近いところがあり、たくさん人が集まるのは困るし、人の接触を避けるためにはやめる方がよい面があります。ただ、裁判は、基本的には対立当事者がいますから、片方の人は早く終わらせたほしい、もう片方の人はむしろ長引く方がよいという場合があります、権利の実現をどのように図るか考えなければなりません。ですから、自己申告で本当に体調が悪い人が来ないのは致し方ありませんが、休まれると先に延びることが懸念されます。その中で、裁判所がどうするかは非常に難しい問題です。コロナ禍の前も、体調不良だから休む人については診断書を示すように指示することが多かったです。一律にやっていたわけではないですが、どこまで厳密にやるかは裁判官の裁量でした。それをコロナ禍でどうするかは難問で、体調が悪いときに必ず病院に行ってもらうことはできず、実際上は厳密にやらなかったと思います。少なくともコロナ禍の最初の令和2年の4月、5月ぐらいは感染が怖い人は無理しなくていいですということをやっていたんですが、それも一律ではなく、1件ごとの判断でやっていたというところではあります。
- ◎ 今委員長のほうから申しあげましたように、コロナ禍ではとにかく体調が不良だということであれば接触を避けるというのが命題だったと思いま

すので、必ずしも診断書を求めるということはしてはいなくて、むしろそういう申告があったらなるべく接触はない方向で事件を進めるということはあるかとは思いますが。ただ、そうはいつでもそれで何も動かないということになるとやはり何も進まないということがありますので、もちろん事件に応じてですけれども、なるべく期日外で何か書面とか、あるいは電話で聞き取りをするということを行い、出頭しないでもその事件の解決が図れるような道筋をつけるよう試みることはあったかというふうに思います。そういう中で、調停については基本的には話し合いですが、その話し合いが実質的にまとまっているというときには家事事件手続法の284条の手続、調停に代わる審判ができるという制度があります。調停というのは、双方が合意をして調停調書という形で裁判所で書類を作るんですが、そういった双方で合意する手続ではなく、裁判所が審判をする、判決のようなもので、ある意味一方的な判断ではあるんですが、当事者間ではほぼこういうような合意が調っているのではないか、あるいはこういうことで解決するということは可能なのではないか、というような裁判所の判断をお示しし、そういう形で終結させるということもあります。従前からそういう制度はありましたが、このコロナをきっかけにしてそういう解決の道というのを積極的に進めていこうというのが全国的にあったというふうには聞いております。

- 今の調停に代わる審判というのは次のような仕組みです。調停は、両方の当事者が、裁判所で、何月から養育費を払います、それは何円で、払わなかったときにはこれだけペナルティを払いますなどということ細かく決めて成立します。大体3万円ぐらいと決まっていますが、正式に決めるには裁判所に来てもらって、決めなければいけません。コロナで期日が取り消された際にわざわざ裁判所に来てもらうのは大変で、期日を決めようと2か月かかるという事件で、例えば3万円を8月から払うことでまと

まりそうであれば、裁判所がその案を審判という形で示すという仕組みがあり、それが調停に代わる審判という手続です。審判に対して、当事者が不服がある場合は異議を申し立てることができて、その場合には、審判は効力を失うことになっています。この仕組みを使って、裁判所に来なくても本件を解決するという工夫をやっていたということです。

では、次に、事前にアンケートを取らせていただいたところ、幾つか御質問がありましたので、その点を御説明させていただきます。まず、コロナ前に比べて家裁の扱う事件の受理件数、処理件数に変化がありますか、少年再非行率は何か変わっていますかという御質問がありました。

- ◇ 御質問の内容につきまして、コロナが起こる前の令和元年度と、緊急事態宣言が明けた令和3年度の統計数値を比較しました。まず、家事事件についてですが、コロナウイルス感染が拡大した際には収入が減らされる方が多数いた関係があり、養育費が支払えなくなるということで養育費の減額等の事件が増えるのではないかというところを危惧していたところでしたが、統計数値を見たところ令和元年度と令和3年度の数字に特に大きな変化は見られませんでした。その他養育費以外の事件についても確認をしましたが、顕著な変化が見られたものはありません。ただ、唯一面会交流の調停事件につきましては、宇都宮管内で増えているところと減っているところがあり、例えば本庁等ですと令和元年と3年を比較しますと実質率で見ますと20%ぐらい増えているというようなところが見られました。ただ、宇都宮管内全体で見ますと減っている支部もあり、トータルでいいますと10%程度の増ぐらいのところにとどまっておりますが、ここら辺が少しコロナの関係での影響が出ているのかもしれないというところではあります。それから、少年につきましてはコロナの影響で事件数に影響が出ているというような特異なところは見られません。再非行率についての御質問ですが、再非行率につきまして調査しましたが、再非行率自体に変化はありませんでしたので、再非行率につい

てはコロナの関係は出ていないかと思われまます。

- ◎ 私は家庭裁判所の履行勧告という類型の事件を担当しておりますので、その関係で一言付け加えさせていただきます。履行勧告というのは、調停とか、あるいは審判で決まった内容が履行されていない場合に、その履行を勧告するという制度です。それについて最近の傾向として感じるのですが、面会交流を定めた調停、あるいは審判について、その履行を求める履行勧告というのをよく見るという実感があります。内容としては、履行がずっとない状態が続いていて、コロナで行動制限もあるから仕方がないというふうに我慢していたんだけど、もう行動制限がなくなったのだから履行を求めたいという、そういう申出が複数見られるところです。ただ、これは、簡単な事件ではありませんで、その時々行動制限が要るとか、要らないとか、そこの争いがあることもありますし、あとはコロナじゃないところで履行ができないというようなことが挙げられることもありますので、そう簡単ではないですけども、申し出る、履行勧告を求める方としてはそういうことを挙げているというものがあると思います。
- 今回の面会交流の履行勧告というのは、典型的には、離婚をした夫婦の間でお子さんを母親が引き取っているケースで、父親が母親に対し子どもと会わせてほしいという面会交流の申立てをするわけです。先ほどの首席書記官からの説明は、面会交流事件自体が少し増えているという話でした。今、裁判官から話があった履行勧告は、面会交流について、調停や審判で、例えば月1回子どもと会わせることが決まったけれども守らない場合に、裁判所から相手方に約束を履行するように言ってくださいと申し立てる仕組みがあり、これが履行勧告です。その申立てが増えているのではないかとということです。さきほど行動制限とおっしゃったのはどういうことでしょうか。
- ◎ 緊急事態宣言とかまん延防止とかで外出を控えるようにというような、

そういう政府の要請があるからできませんとか、あるいは感染の危険がありますとか、あるいは実際に罹患していますとか、濃厚接触者になっていますということもありますけど、コロナに関連する理由で面会交流、月1回とかそれぐらいというんだけれども、今月はできないとか、そういうことが続いていたというケースです。

□ コロナを理由に決まったことが履行できないというのは、本当に理由があってできない場合も、それを言い訳にして会わせないこともあるかもしれないということで、面会交流に関する履行勧告が、コロナの後では増えている印象があるということですね。先ほど大まかな事件の傾向をグラフで御紹介しましたが、それは、一般的な話で、今の話は、個別の事件の類型で特徴を御説明したということになります。

○ コロナとはずれてしまうかもしれませんが、直接の交流をしてほしいということで申立てがあつて、間接交流というのは何でも出来るはずなのにそれでは無理で、どうしても会わせてほしいということで、もちろん手続のなかで決めたけど、会わせない方がいいことがわかってきている事件ももちろん含まれているんじゃないかなと思って聞いておりました、そういったときには結局申し立てられた時に見直しというふうなことに動いたりもするのでしょうか。当事者から何か言われないと、直接交流を前提にやってみようということになるのでしょうか。決めたこと自体がどうなのかを見直す契機になったりするのか、というところでいかがでしょうか。

◎ 履行勧告という制度自体は、決まったものを履行していますか、履行していなかったら履行してくださいねという制度なので、その事件の枠組みの中ではできないんですが、御質問にあるとおり、できませんねという話で終わるのではなく、この履行勧告の枠組みでは対応ができません、もし何か決め直す必要があるんじゃないかというときには再度の調停を申し立

てるということは可能です、というようなことをこちらから申し上げることはあり、おっしゃるように履行勧告というところがきっかけになって、新たに調停を申し立てられたりということは実際にあります。

□ 事件の関係でもう一つ御質問が出ておりまして、子供の虐待やDV案件が増加しているというようなことはあるんでしょうかという点についてはいかがでしょう。

◇ 家庭裁判所にどのような形でDV案件が取り上げられるかというのはいろんな形があるかと思います。統計上の数字はなかなか取れないところですので、担当部署のほうにコロナの関係で虐待やDVを理由とした事件が増加しているような傾向があるかどうかというような点につきまして確認をしましたが、コロナの関係、影響でそれらのDVや虐待の事案が増えているというような感覚はないということでした。統計上の数字が出なくて誠に申し訳ないところですが、肌感覚としてコロナの影響でそのような事案が増えたというようなところは感触は取れませんでしたので、増加はさほどしていないのではないかとこのように思われます。

□ DV事件については保護命令の申立てという制度があって、これは年間数十件あるわけですけれども、その件数自体は特に伸びてはいないということですね。

◎ 私も調停事件を担当しておりまして、私の実感としても、コロナの中のDVとか虐待ということが言われるのはあまり目にしないです。全くないということではないんですけれども。ただ、DVに至ったとか、あるいは虐待に至るような程度ではないんですけれども、夫婦が共に在宅している時間が長くなり、けんかが増え、夫婦関係が悪化したというところはあまり珍しくないというか、時々あります。あるいは、同じく子供も在宅している時間が長くなりまして、子供の前で言い争ったり、つかみ合ったりということがありました、そういう状態ではまずいので、別居しました

という事件は複数経験しているところです。

- 委員の方からの事前の御質問で、来庁者と職員の安全の確保はどうなっているのでしょうか、東京地裁でいろいろあったようなので、というお話をいただいておりますが、どういう御趣旨ですか。
- 東京ではノーマスクデモといったものがあったと聞いており、栃木ではそういうことはないかなと、対応に苦慮するケースがあるのかもということで、そのような検討はされているかということです。
- ◇ 東京地裁などで実際に起こった事件は、コロナ対策としてのマスクの着用を反対する人たちなどが裁判を起こして、ネット上で来庁を呼びかけたところ、マスク非着用の多数の当事者の方や傍聴人が裁判所に来庁したと、そういうものようです。マスクを着用しない非着用者が集団を形成して裁判所に現れますと感染の危険性があるとともに、裁判所を利用される方や一般の方に不安を抱かせるということにもなりかねませんので、対応を検討しなければならないんですけども、なかなかそう簡単ではないところです。基本的な考え方として、裁判所は感染防止対策として、先ほど御説明しましたが、専門家の助言に従ってマスクの着用を強く要請しておりますけれども、強制はしておらず、この辺りは社会全体の在り方と同じかなと思っております。傍聴人の方と当事者や代理人の方とで分けてお話しさせていただくと、傍聴人の方というのは、先ほども私から説明しましたが、法廷で同じ方向を向いて話をしないことが想定されておりますので、マスクを着用していないことのみを理由として直ちに傍聴できないということにはならないんですが、ただマスクを着用せずに発言したりですとか、あとはマスクを着用しないで、継続的にせきとかくしゃみをするなどでこれが審理の妨げになるという場合には、裁判官の判断で退廷していただく場合もあるのかなと思います。一方で、今度当事者の方とか代理人の方、こちらでもマスクの着用を強く要請しておりますけれども、それでも応じて

られない場合は、マスクを着用しない合理的な理由がある場合にはなるべく広い手続室を利用して、2メートル以上距離を取って、換気を確保して、マウスシールドとかフェースシールド、こういうものを利用するなどの工夫をするということになるのかなと。幸いなことに当庁管内ではそのような事態は起きておりませんが、今後検討していかなければならないものなのかなというふうには考えています。

- 宇都宮の弁護士が、マウスシールドを着用して法廷内で発言しようとしたところ裁判官に止められた、と。マウスシールドは効き目がないというので、それも仕方がないかなと思うのですが、どうでしょうか。
- そこは論点のひとつとして、特に初期の頃は、どういうマスクがいいか、フェースシールドはどうかなどと、いろいろな議論がありました。現在、裁判所では、専門家に提言をいただき、不織布マスクが望ましい、マウスシールドは非常に効果が少ないという話があったため不織布マスクを強くお願いしております。ただ、先ほど合理的な理由という話がありましたが、東京であった事例では、弁護士の中で、裁判員に訴えかけるためにはマスクを外して話させてほしいという意見の方もおられ、そのときどうするかは問題になっています。非常に距離を長く取って、大きな法廷で対応したケースもあります。1件1件裁判体と、弁護人で話し合って進めたと聞いています。
- 件数の増減はないということで、統計の話は分かったんですが、それとは全然別なニュースなどで聞いたときには、学校に行かない期間が出てきたり、職場にも行かない期間があつて、仕事を辞めてしまうとか、社会に通じていた人たちが通じなくなって、そこでDVとか虐待の発見がなかなか難しくなるようなところがあるというふうに聞いていたので、件数が減っていないというのはむしろ怖いなと個人的に思っていて、だから見えている部分が減っていて件数は減っていないという、裏で増えているんじゃない

ないかというふうに想像してしまうところもあり、先ほどのお話にあったとおり、そこまではいかないものとか、あと、そこまで断定できないようなものとかというのは調停だとか調査官の調査とか、いろんなところから出てくるかと思うんですけども、いつもどおりというのはどうだろうと思うんですが、引き続きそういったところに注意していただいて、できれば背景の事情なんかも考慮していただいて審理していただければいいかなと。これは、ちょっと質問というより意見になりますが。

□ 調査官としても、先ほどの首席書記官からの説明と同じで、全体的な傾向として、事件は特別増えていないというところでしょうか。

◇ 顕著なものは見られていないというところですか。

□ コロナ禍の状況における家庭の問題については委員の御指摘のように受け止めて調査していくということになっていくということによろしいのでしょうか。

◇ 調査に当たっては、背景事情に深く入り込んでいくということは心がけているところなので、そのような観点は持って調査しているつもりでございます。御指摘については、今後の調査に生かしたいと思っております。

□ 次に、皆様においてこのコロナ禍で御苦労になった点や、今後こうしたい、という点を順番にお話ししていただきたいので、お願いします。

○ 基本的にコロナ対策については保健所の方でやっています。保健所の職員は日々の対応で忙しい職員がいるのが正直なところですが、市の行政の運営の立場といたしましては、保健所の職員だけではなくて市の職員全体で応援に行っているような状態です。普段の業務の方もその応援の関係でかなり逼迫しているという現状があります。それは、コロナ発生時から今現在続いている状況がありますが、そういった中でいろいろ工夫しながら業務を遂行しているというところですか。先ほどウェブ会議の話も出ましたが、やはり市役所のほうでもタブレットを使った会議というのがコロナ

をきっかけにかなり推進されてきたのかなという印象はございます。タブレットをきっかけにカメラがついたパソコンを使ったりとか、そういった対応ができるように徐々になってきていまして、一つのきっかけとしてウェブを利用した会議の推進はかなり進んできたという印象はあります。大変な部分というと、それはコロナをきっかけに会議のやり方を見直さなければならなかったことだと思います。あとは市全体の話としまして、新型コロナウイルス感染症の対策として危機対策本部会議というのを開きまして、それに基づいていろいろ対策を行ってまいりました。個人向けの給付金でありますとか、売上げが落ち込んだ企業に対しての給付金でありますとか、そういったものを全部危機対策本部会議というところで決定をして実施をしてきたところでもあります。最近では緊急事態宣言等が出ていた頃よりもかなりコロナの状況が、件数は増えてきていた状況もありますけれども、対策としては落ち着いてまいりまして、最近直近の会議の資料の中で新型コロナウイルス感染症対策として実施したのが住民税非課税世帯等への臨時特別給付金、国民健康保険税及び介護保険料の減免、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給、物価高騰に係る経済対策の実施ということでプレミアム商品券の発行とか、こういったものが議題となって、市として決定したという状況があります。

- 栃木県といたしまして、まず関係の県民の皆様はじめこちらにいらっしゃる皆様に協力いただいているということで大変感謝を申し上げます。今日、本部会議をまた行いまして、新聞で今朝ほど出されているような内容のものが出るかなと思いますので、引き続き基本的な感染防止対策ということでお願いしたいと思います。あと、自分たちのセンターの話としてなんですけれども、仕事としては大きく2つございます。1つは男女共同参画の推進ということで、普及啓発活動をしております。そうすると、研修とか講座をやっているんですが、コロナ禍となりましたので、初期の頃は

実際に講座等も中断や延期をしていました。そのとき、県は少し遅れているんですけども、ウェブ会議ではないですが、オンラインで講師の方とこちらの会場を結んで講座を開いたりしています。オンラインでよかったのは、遠い大学の先生とかが、関西の方にいらっしゃるような場合に直接やっていただけるので、こちらにお越しただかなくてもできるというのはメリットとしてはあったのかなと、悪いところだけではないのかなと感じました。もう一つ、うちの仕事としては婦人保護という形でDVの相談業務とか、今一時保護の入所施設を一応持っていますもので、入所施設ですとコロナが増えるとまずいということで入所者に対しては入るときにPCR検査をしていただいています。そして1日、2日別なところで一旦検査を待っていただく形でやって、その上で共同生活の方に移っていくような形の対策をしています。幸いにして、今のところはまだ陽性という方は出ていないので、このまま対策を行っていきたいと思います。

- 検察庁は、業務の内容が止めるわけにいかない業務というのが大変多うございます。また、事件のほうも少なくできるものでもないので、起きている事件に対してできる限り感染を拡大させない対応で、職員を守りつつ、関係者を守りつつ、どうやってやっていくかというところに大分苦慮をしていたところでございます。検察庁の業務として、事件については逮捕勾留されている身柄事件と、そういう身柄拘束のされていない在宅事件と大きく分けて2つございますので、コロナの初期の頃は在宅事件については、本当にその被疑者や関係者を呼ぶ必要があるかというところはかなり慎重に検討をして、今調べなくてもいいのではないかということであれば、それは延期をする。もしくは、当事者からちょっと不安で今は外に出たくないですとか、ちょっと体調が悪いですという申告があった場合には柔軟にそれに対応するという対策を取っていたところです。身柄事件については、法律上、身柄拘束期間が決まっていますので、できる限りやらなければならないという前提で、

取調室においてはパーティションで区切る等の対策を今現在も継続してやっております。あとは濃厚接触者に当たる、もしくはただ熱があるという状況で、まだ初期の頃はPCR検査もなかなか受けさせてもらえない状況があったので、まだ陽性かどうか分からないけど、でも調べなくてはいけないという状況のときに押送の警察官にタイベックスーツを着ていただいて押送していただいて、遠隔テレビシステムを使って別室で取調べをするということも試行的にやっておりました。具体的にどういうものかといいますと、調べをする検察官、立会い事務官はAという部屋にいて、発熱している被疑者はBという部屋にいて、Aという部屋とBという部屋をテレビシステムでつないで、お互いに顔は分かるという、顔と音声を通じるような状態で取調べをするということでやりました。その場合には、供述調書を作るときがあるんです。お話伺った上でどういう話をしたのかというところを書面に直して、本当に署名を求められないときはもうそのまま求めないで検察官の署名だけというところになりますが、供述調書を証拠として使う場合にどうしても被疑者本人の署名と指印というものが必要になるので、その場合にどうしても必要であるという場合にはまた検察庁の職員にタイベックスーツを着てもらってBという部屋に入って、被疑者の方に書類をお渡しして、この内容こういうことですよ、読み聞かせて署名をしていただいてという形でやったという状況です。その場合には、やはり消毒等、感染しないように、ほかの被疑者との完全な別離というのがかなり人手も手間もかかって大変だったというふうに思っております。留置の関係で、これは警察サイドのお話になりますが、私が聞いた範囲でのことを簡単にお伝えしますと、留置施設においていろいろな被疑者の方がそこで生活をしている状況なので、お風呂についてもできるだけ分けて感染しないようにという配慮がされていて、本来は集団で入るところを1人ずつとか、どうしても無理なときは2人とか、あとは部屋についても本来大部屋で何人、4人とか入る部屋でもできるだけ少なくとい

う配慮をした上で、最近では新しく入ってきた方は2週間ぐらい、相当数の期間1人で行動していただいて、特段変化がないかどうかを確認してから共同の部屋に移したりとか、そういった対応をされているということでございます。少し付け加えると、DV案件や虐待案件が増えているかどうかという点について、私の個人的な実感としては増えているという感覚はこちらとしてもないと思います。むしろ検察庁としてはコロナ関係の給付金の詐欺系はとて増えたのですが、家に皆さんが集まっていることで起きる事件というのはそこまで増えていないかなというふうに感じております。

- 栃木少年友の会の活動の中心は、会員によります付添人活動、それから学生会員によります学習指導、友達活動、こういったものが中心なんですけれども、コロナの影響で裁判所からの要請が減り、学生会員の活動の機会がちょっと減ってきているということで、できれば早くコロナが収束して、裁判所からの要請を受けて活動ができるようになればいいなというふうに思っているところです。
- 友の会の活動を御存じない方もおられるかと思いますが、付添人というのは、少年審判に付添人という形で会員の方々に付き添っていただくという制度です。コロナもあって裁判所が付添人を使わなくなってしまう面があるということですね。それ以外にも少年審判の対象になっている少年に対して働きかけをしていただくような教育的措置をいろいろお願いしていたのですが、コロナ期間中そういうのは非常に少なくなってしまったということです。我々も是非やっていただきたいという気持ちはありますので、昨年ぐらいから少しずつ始まって、今増やそうと考えているところです。ぜひまた御協力をお願いしたいと思います。
- 私は弁護士事務所をやっていますが、アクリル板は最初の数か月は相談するときに使っていたんですけど、もう使わなくなっていて2年近くになって、マスクはもちろんして、相談が終わったら換気はするんですけど、そんな

感じで最近は特に高齢者の方がマスクをしないで来たり、途中で外して、私は気が付かないで話していることがあるんですけど、だんだん緩くなってきて、気を付けなくてはならないと思いました。

- 私は商工会議所の者なのですが、皆さん御承知のとおり、コロナで人の移動制限がかかったということで、制限されますと当然消費のほうは落ち込むと。結果として事業者の売上げがやはり減る。業種にもよりますけれども、特に人の移動に関わる業種として交通事業者とか宿泊業者、それから小売、サービス業、飲食業、こういったところは本当にひどいところは3割ぐらいまで落ち込んだというお話でした。最近は7割、8割ぐらいまで回復してきたと聞いています。我々の仕事は、当然そういった事業者を支援するというのがメインですので、特に中小、小規模事業者に関して支援する際にはどうしてもウェブ相談といったものが使えない事業者さんもいらっしゃるので、どうしても対面の相談となるため、感染対策には非常に気を使ってやってきたところですよ。それと、最近売上げのほうは大分戻ってきたということなんですけれども、新聞等でも報道されていますように、コロナ対策として無利子・無担保のゼロゼロ融資を受けた事業者さんの返済が始まるということで、果たしてその辺が返済していけるのかどうか。金融機関だったらやはりリスケジュールなどといった対応に迫られるのではないかというお話も伺っております。それから、国のほうでは移動制限をかけそうにもないという雰囲気、そうなってくると今までの補助金も恐らくこれからは減ってくるのではないかなというふうに思っています。そうすると、赤字事業者が増えたり、最終的には廃業とか、倒産とか、そういったケースがやはり増えてくるのではないかなというところを今懸念している状況です。

- 裁判所をはじめ、法曹界の皆さんもコロナで大きな影響を受けていたんだなということで今日は勉強になりました。私はPTAでございますので、

学校関係といたしましては2年前の一斉休校が始まりまして、本当に全くそれまでとは違うような状況になって、学校では全て行事がストップしていた状態で、子供たちに成長のための経験をさせる機会がほとんど失われているような状況でした。例えば、今の中学3年生は、文化祭とか、運動会とか、授業参観とかをやらずに卒業がもう近づいてきてしまったという状況になっています。5波とか6波のときは本当に児童生徒の感染が非常に多くて、子供たちを守っていくためにどうしたらいいかということで、本当に休校も、宇都宮市内で連日20校ぐらいあるような状況でした。幸いにしてオミクロン株は軽症が多かったのも、子供たちの中でもそんなに後遺症云々という話はないんですけれども、コロナ禍のなかでDVは増えていないというふうに今日聞いて本当に勉強になったのですが、不登校は確実に増えてます。宇都宮市の小学校で不登校と認定されたのは281名です。281名というのは、私この裁判所の学区の西小学校のPTA会長をやっているんですけど、全校児童が176名しかいないので、そういう小規模校よりも多い人数の小学生が不登校なんです。中学校に関しては711名とこれも年々増えている状態で、711名というと同じ学区の一条中学校は約500名ですので、一条中学校丸々よりもまたさらに50パーセントぐらい多い人数の子が不登校で、この子たちは全員が高校に進学して社会に出るかというところが言い切れないところもありますので、これはゆくゆく大きな問題になると思います。ただ、不登校の原因としてももちろんコロナというのもあるんですけども、その背景にはもちろん学校のことと、裁判所でお世話になる家庭でのこととかがありますので、しっかりと連携をしていかないといけないかなということを本当によくよく理解ができました。第7波のBA.5というのが何物かがちょっとまだ分からないので、よく分からないですけども、以前はクラスに1人いたら小学校が学年休業が今は学級休業なんです。でも、今は2人以上いないと学級休

業にもならないんです。2人いるということは、もう完全に周りに複数人いるような状態なのです。それでここに来て結構出てきているので、すぐに夏休みになるので、そこまでいけば取りあえず学校内部の活動としては守れるところにはいるんですけども、相手がまだどういったことか分からないので、しっかりと守れるようにしていきたいなと思います。

○ 学び方もそうですし、大学の中の働き方も結構やっぱりコロナで変わったとか、必要に迫られて変わったということと、あと一時的に変わったということだけではなくて、経験を次に生かそうというところで、書類をウェブ上で共有して一緒に編集するというのも普通になってきたり、授業のやり方というのも変わってきました。宇都宮家裁の手続で調停に代わる審判をもっと使っていきましようという話でしたが、背景にいらっしゃる職員さんも先ほど最初のお話の中にできる範囲で頑張ったというふうな言葉が何回か出てきて、どれだけ残業されたのかなと思って心配をして聞いていたのですが、そこで得たものとか、一時的なもので終わらせるのではなくて、この仕事はこういうふうにできたというのが生かされていけばいいなと思っております。今後こういうことができたよというのが聞けるのを楽しみにしております。

○ 今日お話をお伺いしていて、裁判所とか、法曹の分野でもやはりこういうような状況に合わせての対応というのをその都度迫られてきたということで、非常に同じだなと思うことも多くて、どこの部署もこういう対応を数年間して過ごしているんだなと大変痛感しました。あと、先ほどP T Aのお話もありましたけれども、今よく大学でも大学生の方がサークルとかそういう経験を全くできないまま数年たっていて、ほぼほぼそういう文化のようなものが継承されなくなっているというようなことがあって、我々の場合でいいますといわゆる新人というのが会社に入ってきて、それぞれO J Tを通して専門性を身につけていくというプロセスがあるん

ですけれども、これがやはり結構影響を受けているのではないのかなという気がします。何も密に接してやるのが全て正しいということではないのですけれども、数年前までやっていたけど、今はもうほとんどやっていないような演出とか、そういうことがいろいろあって、そういうことを経験できない今の若い人が入ってくるというのがあります。例えば大規模な中継とかもあまりテレビはやらないんです。要するに多人数でやらなければいけないし、そもそも外で密になりますし、あまりそういうことはやりません。あと、これはいい面もあるのですが、例えばテレビでは識者の方にインタビューを聞くときも、昔は必ず実際に足を運んでカメラでインタビューするしかなかったんですけども、今はどちらかというとほとんどリモートで聞いているという、一つのVTRの中で大学の識者のインタビュー、そこだけ画質が違って、いわゆるズーム的なオンラインということがすごく多いです。圧倒的なメリットがありまして、短時間で至極簡単に、しかも世界各地の方にお話を聞くことができ、会いに行けと言わなくなったので、非常にフットワークが軽くなったということもあります。一方でいろいろと現場に足を運んで取材するというような体験を重ねる機会がすごく減っていて、それでいいのかなということも感じることがあります。これも我々の業界だけではなくて、恐らくいろいろなところで共通するのかなと。大学、サークルなどでリアルタイムが少なく、一緒にチームで動くことがあまりないまま今度は会社に入ってきて、以前のようなチームでの動きはせずに、新しい形で仕事をするような状況が始まって、どう導いていくのかというのがすごく大きな課題になるというふうに感じています。あと、我々の仕事でいうと、外で取材することが大事なのですが、非常にリスクが多く、栃木県内でも事件に伴って警察で感染が広がったことがありましたけれども、よくメディアでは若い1年生、2年生ぐらいの記者が大体夜回りとかをするのですが、やはりどうかというのが問題にな

ります。一応外で必ず聞くようにしていて、外で5分程度なら大丈夫かなとか、それでもPCR受けたりとか、そういうことがずっと続いています。ただやはり外で取材してこそ、というところもありますので、そこは何とか出なければいけないのかなと思います。あと、内部の作業に関してはやはりリモートでできることとできないことの違いというのにすごく悩んでいて、最近では会議はここ二、三年ほぼほぼ全部電子会議で、すごくそれに慣れてしまっている、問題ないんですけれども、最近はいわゆるテレビの編集作業というのも遠隔をトライして、さっきの話とちょっと似ているんですけれども、遠隔編集というのをやっていて、編集室というのはかなり狭くて、そこに機械があって、そこに半日くらい籠もるので非常に密な空間でまずい状況なので、それをリモートで見るようにするというのが最近始まりつつあるので、そういうふうには解消できるところもあるんですけど、一方でよくテレビ局という副調整室とかいってモニターがいっぱい並んでいて、人がいっぱい座っているところで、あそこで放送を出しているんですけど、あの機械はなかなか簡単に距離を空けたりとか、もう一個用意したりとかできないので、そこが非常に、あその密回避というのが非常に難しいなというのがあります。いっぱい扇風機いれたり、いろんなこと、換気を頑張ったりしているんですけれども、設備を替えるのがなかなか難しいなというのがあって、そこは悩みつつやっています。先日も選挙報道がありました、ああいうときも非常に影響が出るというか、オペレーションが難しいです。よく渋谷とかは、ほかの会社とか、いろんなところになるべく分散してばらばらになって仕事をするというのをやっていたんですけども、それをやると今度はそこの連絡を取るのにやはりパワーを使わなければいけなくなったりしていて、うまい解決策がないなというので悩みつつやっている状態です。ただ、それでも二、三年前よりは随分仕事のやり方自体がすごく変わったなというふうに感じています。私の

感覚では、会議とかは全然オンラインで構わないと。ただ、先ほど、遠方の方と会議ができるようになって、それがメリットであるというお話がありまして、全くそのとおりだなと思いつつ、それがそのままデメリットにもなっています。出張しなければいけないような全国会議だと、月に何回も何回もやることは不可能なわけですが、技術的に、すさまじい数の電子会議を催すことが可能になりまして、実際頻繁に会議が増えるという現象も起きており、かなり改善したいなと思っております。何か随分以前と社会が変わったなというのを実感しております。

○ 私たちの団体はボランティアです。ですから、全てやめてしまえばそれで感染対策は済むという話なんですけど、それはやはり会の持続にも関係がありますので、いろいろ悩みました。比較的高齢者の集まりですので、一たび感染してしまえば大変なことになると、当初は考えていました。今は予防接種などを皆さんやっていますので、ある程度は回避できますけれども、最初はとても恐怖を覚えまして、全ての会議を取りやめました。でも、去年の後半になりまして感染対策を講じてやりましょうというので少しずつ始めたところなんです。私たちの会は、国レベルの会議がありますので、47都道府県の方がみんな集まるんですが、それにちょっと抵抗がありまして、全てウェブ会議にいたしました。やはり高齢者ですから、あまり詳しくない人が多いんですが、それを勉強しまして、何とかウェブ会議でこなすようにしました。そうしますと、やはり全てをやめるのではなくて、何か対策を講じて会の持続につなげるようにみんなで力を合わせてここまで来たということです。

□ 最後の御発言の点は、私たちも年に1回の行事、例えば外部機関との協議会などについて、コロナで中止するのは簡単ですが、中止するとそれまでの蓄積がなくなってしまうという問題があります。ですから、理想としては、規模を縮小して集まる人数を減らしたり、リモートにしたりしても、細々とでもやっていくのが望ましいのではないかなどと考えながらやった

ところもございましたので、非常に今の御指摘に共感致しました。

それでは、新型コロナウイルス関係の意見交換をこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

5 次回のテーマ

「家事調停の充実について（仮称）」とする。

6 次回期日

令和5年2月10日（金）午後2時から午後4時まで

以 上